



ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」

2007年11月30日

各 位

東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号
日本通信株式会社
代表取締役社長 三田 聖二
(コード番号 : 9424)
問合せ先 常務取締役 CFO 福田 尚久
電話 03-5767-9100 (代表)

日本通信とNTTドコモとの相互接続に関し、総務大臣が裁定

日本通信株式会社（以下、「当社」という）は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、「ドコモ」という）と当社間の相互接続（以下、「本件相互接続」という）について、2007年7月9日、電気通信事業法第35条第3項の規定に基づき、総務大臣による裁定を申請しておりましたが、本日、裁定が下りましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 背景および事実の概要

当社は1996年の創業時に、法人向け携帯電話サービスの提供において、現在MVNO（注1）と呼ばれている事業モデルを生み出し、2002年3月期（第6期）には107億円の売上を達成する急成長を遂げました。しかし、主として音声通話サービスを提供する「音声MVNO」であったため、実態としては再販事業に近く、収益率は非常に低い状態にとどまっていました。そのため、当社は2001年に、PHS事業者であるDDIポケット株式会社（現 株式会社ウイルコム）と提携し、世界で初めての「データ通信MVNO」事業を開始しました。この「データ通信MVNO」では、当社とDDIポケット株式会社との間で相互接続を行い、この相互接続点における帯域幅に基づいて課金する帯域幅課金方式を採用することで、当社が技術的および料金的に独自性のあるサービスを生み出すことが可能となりました。当社では、以後、PHSによるデータ通信サービスを提供しております。この方式による「データ通信MVNO」では、再販事業に近い音声MVNOと異なり、独自性のあるサービスを提供することが可能です。また、調達している帯域幅の使用効率を向上させることにより、音声MVNOに比べて遥かに高い収益率を実現することができます。

当社は、このような背景を踏まえ、より高速なデータ通信が可能な第3世代携帯電話（以下、「3G」という）ネットワークを使用したサービスを提供することを目指し、携帯電話事業者各社に対し、3G通信網を使用させていただくお願いを続けてまいりました。しかしながら、全く進展が見られなかつたため、2006年8月にドコモと接続に向けての協議を申入れ、同年11月29日、ドコモに対し、電気通信事業法に基づく相互接続を申込み、両者間で協議を行ってまいりました。しかしながら、ドコモの接続約款で定める期限内に合意することができなかつたため、2007年7月9日、電気通信事業法第35条第3項の規定に基づき、総務大臣の裁定を求める申請を行いました。

同年9月21日、総務大臣から電気通信事業紛争処理委員会に対して裁定案が諮問され、電気通信事業紛争処理委員会では、意見聴取を行うとともに、5回にわたり会議を開催して審議を重ね、同年11月22日、総務大臣に対して答申および勧告を行いました。

この答申を受け、本日、総務大臣が裁定を下したものです。

本日の裁定を受け、当社代表取締役社長の三田聖二は、

「MVNO市場は2015年に2兆円産業（注2）になる可能性との見方があるなか、MVNOのパイオニアとして、無線通信を使用した新たな製品／サービスを開発・提供していくことで、市場開拓を進めたい。このような巨大な規模の市場を開拓していくには、通信業界に限らず、広く様々な業界から、多くの事業者が参入することが必要である。そのためには、約款で料金等が公表され、接続までの手続の透明性、料金の適正性、および接続後の条件の安定性が確保された相互接続の仕組みでなければならないと考えている。私としては、近い将来、相互接続をしていただく携帯電話事業者にも、当社との相互接続を行って良かったと思われる結果を出したい。それが当社に課せられた責務である。」と語っています。

2. 当社の考え方

当社が2007年7月9日に総務大臣に申請した裁定事項の詳細については、裁定書をご覧いただきたいと思いますが、当社は、MVNO事業に関し、以下の点を主張しており、これらの事項について総務大臣の裁定を仰いだものです。

(1) MVNOがサービス内容を決定できること

MVNOには、既存の携帯電話事業者がこれまで実施してこなかった、多様な電気通信サービスを独自に開発し、提供することが求められています。従って、顧客に提供するサービス内容は、MVNOが自ら決定する権利を有すると考えています。

(2) MVNOがサービスの料金を設定できること

MVNOが顧客にサービスを提供する以上、当該サービスの料金をMVNOが設定できることも、MVNOが当然の権利として有すると考えています。

(3) 接続料金がエンドエンド料金として提供されること

顧客にとっては、当該サービスを受けるために結局いくらの料金がかかるのかが極めて重要です。従って、合計でいくらという料金を設定するためにも、接続料金はエンドエンド料金とするべきだと考えています。（携帯電話事業者の接続約款には、音声通話についてはエンドエンド料金の接続料金が規定されていますが、パケット通信については規定されておりません。）

(4) 接続料金は帯域幅課金（注3）とすること

データ通信においては帯域幅課金が一般的であり、周波数の有効利用促進の観点等からも、接続料金は帯域幅課金とすることが適切であると考えています。

(5) 接続に必要な開発費用及び開発期間が、合理的に適正な水準であること

データ通信においてはIPネットワークが標準となっている今日、当社が独自のIPネットワーク・サービスを提供したり、またIP以外のネットワークを提供したりするためには、IP（第3層）よりも低位の第2層での接続が必要です。第2層での接続は、規格化された標準の一つであり、従って、その実現のための開発費用及び開発期間には、合理的

に妥当な水準があるものと考えています。

上記のうち、「(2) MVNO がサービスの料金を決定できること」、「(3) 接続料金がエンドエンド料金として提供されること」および「(4) 接続料金は帯域幅課金とすること」については、裁判において、当社の主張が認められております。

「(1) MVNO がサービス内容を決定できること」については、裁判は行われなかったものの、理由中の判断によれば、当社の主張が誤っていないことが確認されたものと考えています。

また、「(5) 接続に必要な開発費用及び開発期間が、合理的に適正な水準であること」については、「相互接続におけるエンドエンド料金での帯域幅課金」そのものが両者間の協議では受け入れられていなかつたことからドコモから料金水準は提示されておらず、したがって裁判しない、との判断になったものと理解しています。ただし、電気通信事業紛争処理委員会から総務省に対して、MVNO と MNO との間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所用の措置を講じることが勧告されていることからも、今後、迅速かつ建設的な協議の進展が見込めるものと期待しています。

3. 今後の業績に与える影響

本日の裁判は、世界で最も進んでいるドコモの 3G ネットワークを使用した MVNO サービスの展開に向けた大きなステップであり、サービスを開始した場合、当社の中長期の業績に与える影響は極めて大きいと考えています。

ただし、現時点では、当社の業績に影響を与える時期および業績に与える影響の規模のいずれについても不確定です。

以上

(注 1) 「MVNO (Mobile Virtual Network Operator)」とは、既存の移動体通信事業者 (MNO : Mobile Network Operator) の無線ネットワークを活用して多様なサービスを提供する仮想移動体通信事業者をいう（総務省「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（平成 19 年 2 月 13 日改正）」参照）。

(注 2) 出所：総務省「モバイルビジネス研究会」報告書 参考資料 A (2007 年 9 月 20 日公表)。

(注 3) 「帯域幅課金」とは、相互接続点における通信回線の帯域幅に応じて、電気通信事業者間の精算金額を設定する課金方式をいう。

■日本通信株式会社 会社概要

社名： 日本通信株式会社（大証ヘラクレス市場：9424）

代表者： 三田 聖二（代表取締役社長）

資本金： 2,273 百万円（2007 年 11 月 30 日現在）

設立： 1996 年 5 月 24 日

事業内容：
●日本初の MVNO (Mobile Virtual Network Operator=仮想移動体通信事業者)
●「インフィニティ・ケア」をサービスコンセプトにした End to End のワイヤレス・データ通信サービスを法人向けに提供

- 「どこでもインターネット通信電池」をコンセプトにしたワイヤレス・インターネット接続商品をコンシューマ向けに提供
- ユビキタス社会を実現する「通信電池」を提供、また、新しい通信サービスを各企業と共同で開発

b-mobile、InfinityCare 及び通信電池は日本通信株式会社の登録商標です。文中の社名、商品名は、各社の商標または登録商標です。